

令和7年度 ネクストリーダー創出支援事業業務

(コンサルティング業務) 委託仕様書

1 目的

公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下、「産振構」という。）が実施するネクストリーダー創出支援事業（以下、「本業務」という。）では、年商 100 億円企業の創出を通じた県内経済の活性化や新たな基幹産業の創出を目的としている。企業が年商 100 億円へと飛躍的な成長を遂げるためには、自社の業績拡大に止まらず、関連企業や協力企業などを巻き込みながらサプライチェーン全体の拡大を図る必要があることから、本業務に対しては、県内経済活性化に向けた波及効果も期待される。

しかしながら、中小企業を取り巻く経営環境は極めて複雑化しており、従来の助成金や支援制度だけでは優れた技術やビジネスモデルを持つ企業の飛躍的な成長を確実に支援できない状況にある。

本業務では、年商 100 億円企業へと飛躍的な成長を目指す企業（以下、「候補企業」という。）に対して、専門的な知見を有する経営コンサルタント（以下、「受託者」という。）による伴走型支援を通じて、候補企業が経営戦略の策定や具体的な経営課題解決に対して自社で対処できる突破力を習得させるとともに成長スピードを確実に向上させることを目的とする。

併せて、産振構において候補企業へのフォローアップ、課題解決支援ができるよう、本業務を通じて産振構職員の知見・スキル向上を図るものである。

2 業務内容

受託者は、上記 1 の目的を達成するため、下記に定める業務を総合的に企画・運営するものとする。

(1) 候補企業の見極めに係る業務

産振構が募集した候補企業に対して、ヒアリングを行い、年商 100 億円企業への飛躍的な成長が見込まれる企業であるかについて、専門的な知見により見極めを行う。

なお、最終的な支援候補企業の決定は産振構が別に開催する審査会において決定する。

(2) 支援方針の策定に係る業務

支援対象として選定した候補企業（5 社程度）に対して以下の方法により支援方針を決定する。

ア 支援内容及び達成目標の決定

候補企業の現状分析や経営層・事業責任者とのヒアリングを行い、年商 100 億円達成に向けた経営ビジョンを経営計画やロードマップ策定により明確化するとともに、主要課題を特定し、本業務における支援内容及び達成目標を決定する。

イ 支援計画策定に係る業務

候補企業から応募時に提出された資料やヒアリング、市場調査等を踏まえ、各候補企業の支援計画を策定する。

上記ア、イを通じて設定した目標設定や支援内容を踏まえ、支援期間内における支援計画を策定する。

支援期間は最大1年間とし、支援期間での成果目標も盛り込むこと。なお、令和7年度中の支援期間は業務委託契約締結日～令和8年3月31日であり、支援候補企業の選定期間によっては支援期間が短くなることを予め想定しておくこと。

支援計画について候補企業と産振構の確認を得るとともに、支援状況に応じて適宜見直しを行うこと。

(3) 候補企業に対する集中支援

支援対象として選定した候補企業（5社程度）に対し、以下の支援を行う。なお、候補企業へのコンサルティング実施方法については、直接訪問及びオンライン等を問わない。

ただし、相互の持続的な信頼関係を構築できる状態を維持すること。

ア コンサルティング支援

各候補企業に対するコンサルティング支援を行う。コンサルティング支援においては、成長を実現するための本質的課題の特定及び課題解決のための助言を行うことに加え、本業務終了後も候補企業が必要な支援を継続的に受けられるよう、他の支援策・支援機関との連携について提案すること。また、支援の都度、支援内容及び結果をまとめ、産振構に提出し情報共有を図るものとする。

イ 候補企業に対するロードマップの策定

本業務終了後も候補企業が自走して継続的な成長が出来るよう、経営目標達成に向けた事業計画やKPIの設定、管理方法等を明確化したロードマップを策定する。なお、ロードマップ策定においては現状認識が可視化しやすいよう、KPIは定量・定性両面を考慮した指標を設定するなどの配慮を行うこと。

ウ 候補企業の社会的インパクト創出の促進及び評価

候補企業の行う社会貢献活動や地域の魅力向上に係る取組などを促すとともに、これらが地域社会に与える影響について、その評価方法を検討し、候補企業に対し試験的に評価を実施する。評価方法や評価対象とする候補企業については産振構と協議の上決定する。

(4) 支援成果の評価及び報告書のとりまとめ

本業務により策定した経営計画やロードマップ及び候補企業ごとに支援成果の評価を行い、支援の実施内容や結果、成果を取りまとめた報告書（電子データ）を作成の上、令和8年3月31日までに成果物として納品する。

(5) 追加業務

業務の実施に当たり、受託者が（1）～（4）の業務に加えて目的の達成に資すると考える業務が

あれば、委託費の範囲内で提案できるものとする。

(6) 定期打合せへの参加

業務の進捗確認のため、産振構と定期的な打合せを実施すること。打合せでは、業務の進捗状況や各候補企業に対する支援状況等を受託者より報告するものとし、打合せの議事録を作成し産振構へ提出する。

3 委託料の減額

業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された具体的な指標等に対して、明らかな不足があると産振構が判断する場合は、報告書のやり直しまたは協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 知的財産権の取り扱い及び機密保持

(1) 知的財産の取り扱い

本業務の遂行により発生した発明、創作等によって生じた特許権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）、その他の知的財産権の取扱いについては、原則として以下のとおりとする。

- ・ 受託者は、本業務により生じた、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を発注者に譲渡し、発注者が独占的に使用するものとする。なお受託者は発注者に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- ・ 第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、受託者は著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- ・ 発注者は本業務の成果品の全部をホームページ、フェイスブック、プレスリリースサイトその他発注者が必要と考える媒体に掲載できるものとする。
- ・ 本業務の遂行に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこととする。

(2) 機密保持

受託者は、本業務により知り得た情報を業務中並びに完了後も本業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

6 その他

- (1) 受託者は、産振構と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 産振構は、本業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様変更

応じること。

- (3) 受託者は、本業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに産振構に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (4) 受託者は業務遂行上発生した障害や事故については、大小に関わらず産振構に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (5) 本業務の一部を再委託しようとする場合は、次の点を明確にして、予め産振構の承諾を得ること。

ア 再委託する業務の範囲

イ 再委託の合理性及び必要性

ウ 再委託先の業務履行能力

エ 再委託業務の運営管理方法

- (6) 受託者が本仕様書に違反して回復する見込みがないとき、または業務を完了する見込みがないときは、産振構は契約を解除して損害賠償させる場合がある。
- (7) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供等を行ってはならない。
- (8) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）における個人情報の取扱いに当たっては広島県個人情報の保護に関する施行条例（令和4年10月6日広島県条例第33号）を遵守しなければならない。
- (9) その他、本業務の範囲内において、本仕様書に記載のない事項については、関係者において協議し、決定する。
- (10) 提出された書類は返却しない。なお、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となる。
- (11) 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- (12) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、産振構において業務実施後にこれら書類の閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (13) 本業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。